一般社団法人 山梨県歯科医師会
～入会案内～

希望を見据えて一緒に前へと進む為に

我が国に歯科医師が誕生し、全国の歯科医師組織が会として発足してから 100 年有余に及んでいます。

山梨県歯科医師会は、県民の歯科医療を守り、医院経営の安定した基盤づくりを図るために、県内歯科医師が連携して活動しています。歯科保健･保険などの情報提供や
アドバイス、知識と技術の研鑽と向上、福利厚生など多方面から会員へサポートをしています。

明るい歯科医療の未来を目指して、山梨県歯科医師会と一緒に歩んで行きましょう。

入会のご希望の際は、山梨県歯科医師会事務局へご連絡ください。

一般社団法人 山梨県歯科医師会
〒400-0015　甲府市大手１丁目４番１号
電話：055-252-6481／FAX：055-253-0854
E-mail：info@yda.jp　ホームページ：http://www.yda.jp

私たち歯科医師同士の連携と地域社会へのたゆまぬ貢献をめざして。
共に協力し合い、患者のニーズに対応し、豊かな歯科医院経営と快適な暮らしへ。

山梨県歯科医師会は、8地区によって構成されています。入会を希望される方は、まず開業(開業予定)している地域の地区歯科医師会に入っていただきます。その後、県歯科医師会、日本歯科医師会への入会をお願いすることとなります。

＜入会の流れ＞

地区歯科医師会 → 山梨県歯科医師会 → 日本歯科医師会

【8地区歯科医師会】　会員数464名(令和5年2月現在)

■会員へのサポート内容

1.医療保険について

歯科医療保険の最新の動向を感知し、医院経営を支える多彩な情報を提供します。

●保険相談

年間 10 回程度開催

会員からの保険相談や払戻、減点レセプトに対応するために、審査委員や医療保険部が懇切丁寧に相談に応じます。

●個別指導への対応

会員の立場で役員及び医療保険部委員が立ち会います。また、希望者には医療保険部委員が個別に指導を行います。

●保険講習会

会員に対して点数改定時及び「個別指導」に対する保険講習会を開催しています。

●保険ニュースを随時発行

医療保険に関する最新の情報や注意事項などを「山歯ウィークリー」を利用し発信しております。医療保険の動向を常に把握し、診察や歯科医院経営に役立てることができます。

2.医業経営について

歯科医療スタッフを無料で紹介。先生のもしもの病気やケガにも安心な緊急時の代診制度などをはじめ、顧問弁護士・公認会計士による経営相談なども受けられます。

●税務相談、税務講習会、法律相談

顧問弁護士・顧問公認会計士により、きめ細かい相談に乗って頂けます。

●医療問題対策特別委員会

万一のアクシデントの対応：いつ起こるか予測がつかないのが医療事故。そんな不測の事態に対処するため、顧問弁護士はもちろん、取扱代理店の保険会社を交えて速やかに対応します。

また、患者さんからの疑問や苦情に対する電話相談窓口を担当しています。また、会員からのトラブルに関する相談に応じます。

ただし、医療事故は歯科医師と患者のコミュニケーションが何よりも大切になります。本会としても出来る限りのフォローはしますが、任せきりにせず、自ら誠意を持って患者に接することが不可欠です。

●デンタルスタッフバンク（人材紹介）

歯科医療従事者・無料職業紹介所（山梨デンタルスタッフバンク無料職業紹介所）がいつでもご利用頂けます。

本紹介所は、就業希望者の登録が随時なされているので、求人希望の会員は、所定の求人票に必要事項を記載して提出するだけで、常勤・非常勤など希望の求人にあった人材をご紹介することができます。

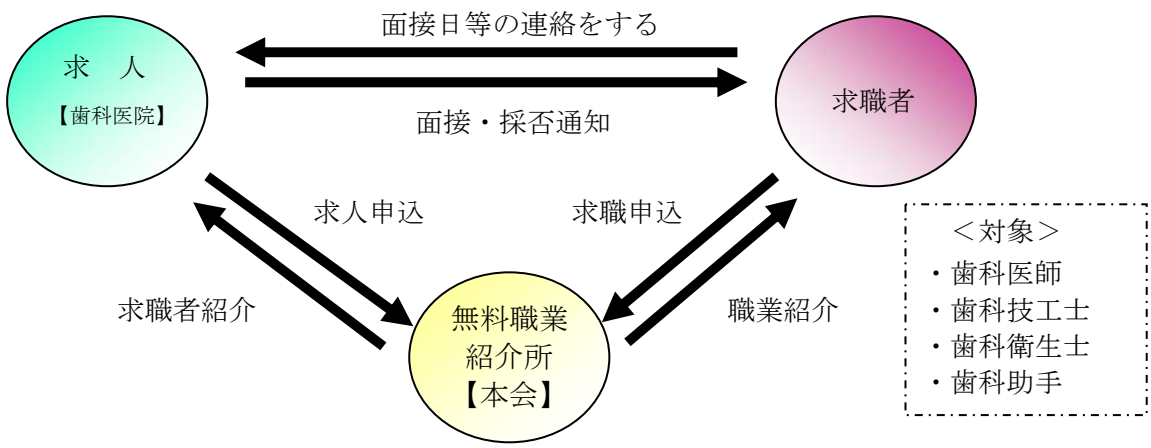

さらに、病気やケガで診療ができなくなった時も安心。緊急時の代診 Dr 派遣制度がしっかりサポート、代診の先生を派遣する制度を準備しています。

3.学術講演会・各種研修会について

最新の歯科治療技術の習得は欠かせませんが、個人での努力には限界があります。本会では、定期的に興味あるテーマを企画、講演会などを開催し歯科医療の向上発展と日常臨床に直結すべく新しい知識の習得のために、学習の機会を様々な形で提供し、歯科医療全体の向上を常に目指しています。

【知識の向上を計るために】

（1）学術講演会（年3回予定）
（2）口腔ケア研修セミナー（年2回予定）
（3）医療安全管理研修会（年1回）（施設基準届出に係る研修会）
（4）スキルアップセミナー（診療所スタッフ対象）
（5）日本歯科医師会生涯研修セミナー
（6）診療技術を簡潔にまとめた「日歯生涯研修ライブラリー」の貸し出し

4.共済制度について

共済制度は、会員同士の相互扶助の精神で成り立っていますので万一のときの大きな支えになります。

●福祉共済

■掛金　80,000 円(年額)

■支給内容

死亡互助

会員が死亡した場合に 350～500 万円を支給します。

長寿互助

会員が満 80 歳になった年度の翌年に祝金として 50 万円を支給します。

火災互助

会員として本会届出の診療所または住宅が火災にあった場合は、被災の程度により次のとおり支給します。

半焼を超える場合　250 万円を支給します。

半焼以下の場合　　50 万円を支給します。

災害互助

会員として本会届出の診療所または住宅が火災以外の不慮の災害にあった場合は、被災の程度により次のとおり支給します。

大規模半壊以上の場合　150 万円を支給します。

半壊の場合　50 万円を支給します。

床上浸水で20%未満の場合　20 万円を支給します。

＊その他の扶助金制度もあります。

●疾病休業

■掛金(年額)12,000 円

■支給内容

歯科医師会会員は、原則として全員加入です。 掛け金については、全額掛け捨てで、給付については、入院期間のみを対象に、免責期間 20 日とし、同一疾病、その他の疾病等を問わず、1 日につき 1万円で同一年度内 200 日までとします。

5.国民健康保険

全国歯科医師国民健康保険組合で、安心のある生活を支えます。

●全国歯科医師国民健康保険組合への加入

歯科医業の事業又は業務に従事する者で組織され、相扶共済の精神により被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡に関し国民健康保険法の規定により必要な保険給付を行います。

全国 20 府県で構成され、その被保険者資格は、組合規約第4条の地区内に住所を有する者で、支部所在地の歯科医師会会員である歯科医師およびその家族、当該歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及びその家族が有します。

山梨県歯科医師会会員等は山梨県支部所属となります。

●医療費窓口負担割合

病気やケガの診察等の一部負担は本人・家族ともに3割です（未就学児は2割）。70 歳以上の被保険者は、所得状況により負担割合が異なります。

●傷病手当金

組合員が入院した場合、1日目から次の額が支給されます。（ただし、同一年度内 90 日を限度）

1種組合員　1日 4,000 円　　2・3種組合員　　1日 1,500 円

●高額療養費制度

医療費の自己負担額が高額となった場合、一定以上を保険で負担します。条件は、年齢、所得状況によって異なります。

●出産育児一時金

被保険者が出産（妊娠 85 日以上の死産・流産含む）した場合に、1児につき 420,000 円を支給します。（双子の場合は、2人分を支給）

●葬祭費

被保険者が死亡した場合、1種組合員（本人）の場合は 300,000 円、2種組合員（本人）は 150,000 円、3種組合員（本人）と1種・2種・3種家族は 100,000 円を葬祭を行った方に対して支給します。

●人間ドック・健康診断等補助

人間ドック等の場合、1・2種組合員（本人・家族）は料金のうち 15,000 円（宿泊の場合は、20,000 円）、3種組合員は 10,000 円を補助します。

労安法に基づく法定内健康診断の場合は、1人につき 4,100 円を組合で補助します。

その他の保健事業もあります。詳細につきましては、本会又は全国歯科医師国民健康保険組合のホームページをご覧下さい。全歯国保についての詳細や申請用紙も各種ダウンロードすることができます。

全国歯科医師国民健康保険組合のホームページ　http://www.zensikokuho.or.jp

6.山梨県歯科医師協同組合

山梨県歯科医師協同組合に加入することで、多彩な特典が受けられます。

●毎日の診療で必要な機器・物品等を格安で斡旋

★カルテレセプトコンピュータシステムを格安販売！

レセコンメーカーと提携し特別価格販売にて購入できます。

★事務用品・消耗品等の割引価格斡旋

アームス（アスクル商品）、中山ユニフォーム、共立薬品、トビアス（事務用品）、日本連合警備、車のリース購入等、多数の会社と指定店契約をしています。

●生保・損保・簡保の団体割引

指定保険代理店での保険コンサルティングもできます。節税対策にも有効です。

●小規模企業共済・中小企業退職金共済の加入手続き

新規加入、掛金増額、退職手続き

●歯科医師賠償責任保険、自動車保険、火災保険、日歯団体所得補償保険、団体傷害保険、団体医療保険・医療従事者総合補償制度へのスムーズな加入

加入、集金、保険金請求相談受付

●クレジットカードの斡旋

住信VISA、JCB（会員・家族カード、ETCカード、スタッフも加入可）

●融資斡旋事業

甲府信用金庫、都留信用組合と提携ローンを結んでいます。（入会3年後から利用可）

●労働保険(労災・雇用)の手続き代行

年間委託費無料、資格取得・喪失・労働保険料納付等の事務代行、協同組合からの助成金もあります。

●サーベイメーター、ヘモグロビンA1cの貸出

特別価格にて貸出を行っています。

“協同組合員には出資配当・事業分量配当が毎年配当されます。”

7.特別優遇融資制度について

これから開業する歯科医師はもちろん、開業間もない方にとっても資金への不安は重要な問題。優遇融資制度を紹介し、安心して経営の礎を築けるよう随時情報提供をいたします。

・日本歯科医師会青色ローン

8.そ の 他

・山梨口腔保健センター、富士・東部口腔保健センターの運営
・山梨県歯科衛生専門学校の運営
・山梨歯報・山歯ウィークリーの発行
・SNS、ホームページの提供(http://yda.jp)

9.入会後について

第 1 種 会 員 個人立診療所の管理者等(一般に院長)
第 2 種 会 員 第1種又は第3種及び4種会員以外の同一診療所に勤務する者(親子・家族)
第 3 種 会 員 官公私立病院及び診療所に所属する歯科担当責任者
第 4 種 会 員 第1種会員の家族で主に診療に従事していない者
終 身 会 員 本会に正会員として 35 年以上在籍し、75 歳以上の会員
準 会 員 本会員の医院に勤務している者、及び山梨県内の病院・大学に勤務する者で歯科担当者

■入会金

・第1・2・3種会員　1，100，000円
(内訳入会金600，000円、会館補修費500，000円)
・準　会　員　なし

■入会後の定額会費(年額)

・第1種会員／144，000円
・第2種会員／ 72，000円
・第3種会員／144，000円
・第4種会員／ 72，000円
・準　会　員／ 24，000円

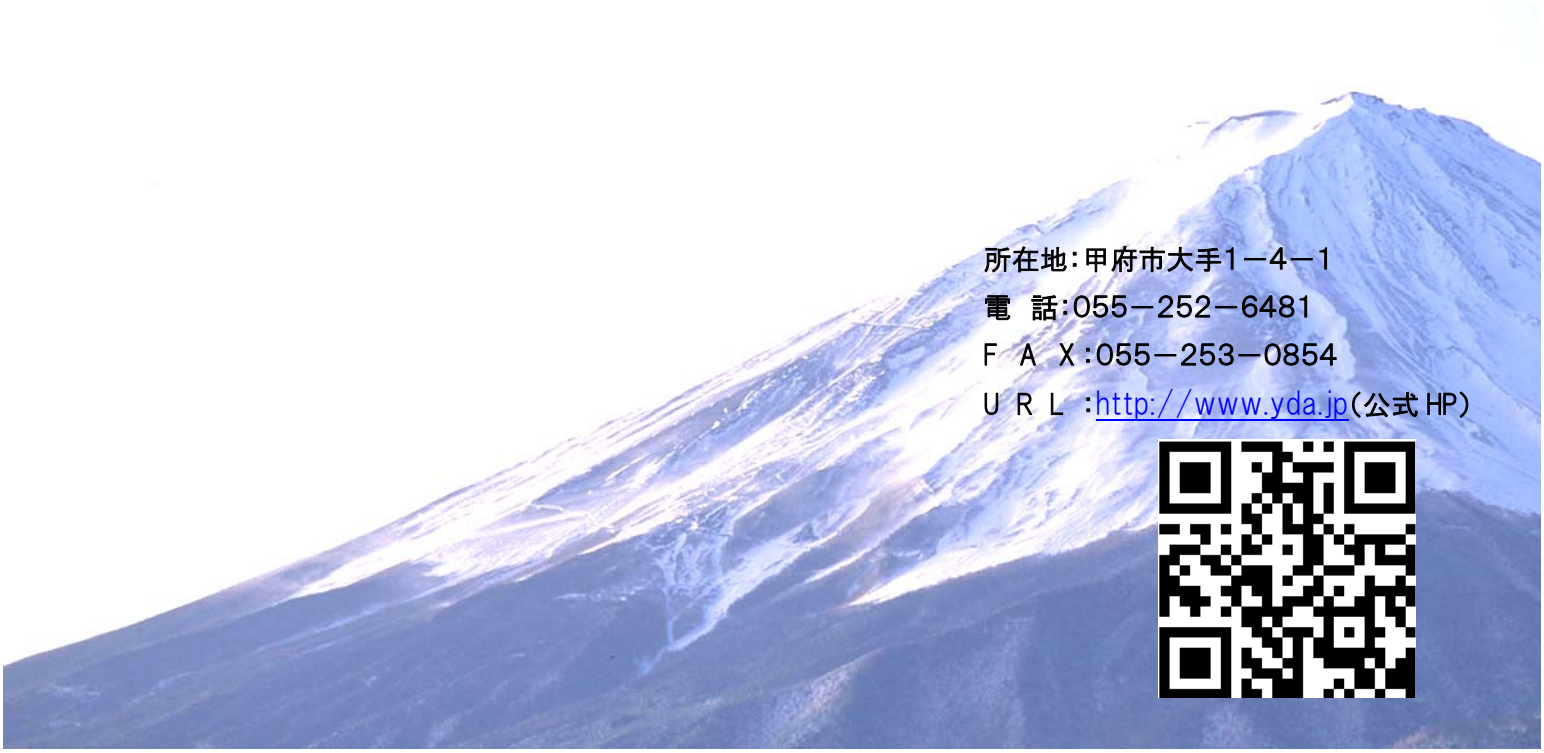

所在地:甲府市大手1－4－1
電　話:055－252－6481
F A X:055－253－0854
U R L :http://www.yda.jp(公式 HP)

一般社団法人 山梨県歯科医師会